

電気供給業を行う法人の 法人事業税申告の手引

(令和2年3月31日以前に開始する事業年度分)

平成31年3月

山 口 県

〈目次〉

1	電気供給業を行う法人の法人事業税の概要	・・・ 1
2	課税標準の計算方法	
	(1) 課税標準となる収入金額の計算方法	・・・ 2
	(2) 電気供給業以外の事業を併せて行う場合	・・・ 4
	(3) 二以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う場合	・・・ 7
3	申告書に添付する書類	・・・ 10
4	よくあるご質問	・・・ 11
	(様式例) 電気供給業とその他の事業を併せて行っている場合の区分計算書	・・・ 12

この冊子における法令は次の略語を用いています。

法・・・地方税法

令・・・地方税法施行令

規則・・・地方税法施行規則

通(県)・・・地方税法の施行に関する取扱いについて(道府県税関係)
(平成22年4月1日総税都第16号 各都道府県知事宛総務大臣通知)

※この冊子は平成30年4月1日現在の法令に基づいて作成しています。

1 電気供給業を行う法人の法人事業税の概要

電気供給業については収入金額を課税標準とする収入割を申告してください。
(→P 2) (法72条の2、法72条の12Ⅱ)

電気供給業とは

需要に応じて電気を供給する事業及びこれらの事業者が電気を供給する事業をいいます。現に電気を供給しているという実態のある事業をいい、電気事業法に基づく許可等を要する事業であるか否かを問いません。

電気供給業以外の事業を併せて行う場合 (→P 4)

原則：区分計算を行い、収入割と所得割（及び付加価値割、資本割）を申告してください。

例外：従たる事業が主たる事業に比して社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものであり、したがって従たる事業が主たる事業と兼ね併せて行われているというよりもむしろ主たる事業の附帯事業として行われていると認められる場合においては、両事業部門毎に別々に課税標準及び税額を算定しないで、従たる事業を主たる事業に含めて、主たる事業の課税方式によって申告しても差し支えありません。
(通(県)3章4の9の9)

二以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う場合 (→P 7)

主たる事業の分割基準により課税標準額を分割してください。
(法72条の48)

2 課税標準の計算方法（法72条の24の2）

（1） 課税標準となる収入金額の計算方法

課税標準となる収入金額＝①収入すべき金額の総額－②控除すべき金額

①収入すべき金額の総額

各事業年度において収入することが確定した金額で、その事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入をいいます。

（通（県）3章4の9の1）

注1）貸倒れが生じたとき又は値引きが行われたときは、貸倒れが生じた日又は、値引きが行われた日の属する事業年度の収入金額から控除してください。
（通（県）3章4の9の1）

注2）自ら電源開発等の事業を行うため建設仮勘定を設け、これを別個に経理している場合、当該建設仮勘定に供給した電力に係る収入金額は自家消費に当たるため、収入金額に含めません。（通（県）3章4の9の3）

注3）料金とあわせて収入する消費税（地方消費税を含む 以下同じ）の金額は、収入金額に含めません。ただし、このうち免税事業者等で消費税として納税しない金額については、収入金額に含めてください。

②控除すべき金額

- ア 国又は地方団体から受けるべき補助金、固定資産の売却による収入金額（法72条の24の2①）
- イ 保険金、有価証券の売却収入金額、不用品の売却収入金額、受取利息・受取配当金、需要者等から収納する工事負担金等、電気供給業を行う他の法人から電気の供給を受けて電気を供給する場合に供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額（注）、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第36条の賦課金（令22、通（県）3章4の9の6）
- ウ 損害賠償金、投資信託に係る収益分配金、株式手数料、社宅貸付料等（告示昭和30年29号、昭和34年46号、昭和42年55号、平成23年379号）
- エ 託送供給に係る料金として支払うべき金額に相当する収入金額（法附則9⑧、令附則6条の2②）（平成12年4月1日から平成32年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り適用）
- オ 特定実用発電用原子炉設置者が積み立てる金銭として当該特定実用発電用原子炉設置者に対して交付すべき金額に相当する収入金額（法附則9⑩、令附則6条の2⑥）（平成28年10月1日から平成32年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り適用）
- カ 廃炉実施認定事業者の収入金額のうち、小売電気事業者又は一般送配電事業者から交付を受ける廃炉積立金として積み立てる金額に相当する収入金額（法附則9⑫、令附則6条の2⑦）（平成29年4月1日から平成34年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り適用）
- キ 卸電力取引所を介して自らが供給を行った電気の供給を受けて、その電気の供給を行う場合に供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額（法附則9⑭、令附則6の2⑧）（平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り適用）
- ク 一般送配電事業者が発電事業者に交付する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額及び原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額に相当する収入金額（法附則9⑯、令附則6の2⑨）（平成32年4月1日から平成37年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り適用）

注) 収入金額から控除する金額は、他の電気供給業を行う法人から供給されたもの（新エネルギー等電気相当量に係るものを含み、一般電気事業者間の地帯間販売電力に係るものを含む。）に限られます。地方団体、個人供給業者、自家発電を行う者など収入割を課されないものから供給を受けたものについては控除対象となりません。（通（県）3章4の9の6）

なお、他の電気供給業を行う法人から供給を受けた電気を自己で消費した場合には、当該消費に係る電気料金については控除の対象とすることはできません。

課税標準となる収入金額

原則として電気事業会計規則による収入（電気事業会計規則の適用がない場合には、これに準ずる方法により計算した収入）になります。

具体的には、各種電灯料収入、各種電力料収入（新エネルギー等電気相当量を含む）、遅収加算料金、せん用料金、電球引換料、配線貸付料、諸機器貸付料、受託運転収入、諸工料、供給雑益に係る収入、設備貸付料収入、事業税相当分の加算料金等原則として電気供給業の事業収入に係るすべての収入が含まれます。
(通(県)3章4の9の2)

注) 課税標準となる収入金額については、具体的には2ページの計算方法により算出することになります。

(2) 電気供給業以外の事業を併せて行う場合

① 電気供給業とその他の事業(所得等課税事業)の各事業部門ごとに区分計算してください。

原則として各事業部門ごとにそれぞれの課税標準額及び税額を算定し、その税額の合算額によって申告してください。
(通(県)3章4の9の9)

注1) 発電を行うに際して、副産物として生じるものを販売等する場合には、当該販売等は所得等課税事業となります。

注2) 電気供給業を行う法人が、需要者その他の注文によりその事業に関連する施設の工事を行う場合は、当該工事を行う事業は所得等課税事業となります。ただし、その事業の規模及び所得が主たる事業に比して些少であり、付加価値額又は所得を区分して算定することがかえってはんさである場合等は、当該工事に係る収入金額から当該工事のため下請業者等に支出した金額を控除した金額を主たる事業の課税標準である収入金額に含めても差し支えありません。(通(県)3章4の9の8)

所得割

損益計算書、所得の金額の計算に関する明細書(法人税申告書別表4)、法人事業税の加算・減算の各項目について各事業部門ごとに区分してください。また、各事業部門に共通の収入・経費については、売上金額等妥当な基準によりあん分し、所得等課税部門の課税標準となる所得金額または欠損金額を計算してください。
(通(県)3章4の9の5)

注1) 本社の全体的経費(管理部門経費、役員報酬、利息等)は通常共通の経費として扱います。

注2) 法人税申告書別表4の税務加減算と法人事業税の加減算については、損益計算書において専属又は共通とした区分に従って区分してください。

注3) 妥当なあん分基準として売上金額を用いる際に、一方の事業部門の売上金額に相当する収入が損益計算書上で売上高に計上されていない場合には(例:営業外収益に計上されているなど)、当該金額も売上金額に含めてあん分計算を行ってください。

注4) あん分基準に用いる数値は、税務加減算・修正申告・更正決定により変動する場合がありますので、ご注意ください。(例：売上金額をあん分基準に用いている場合に、修正申告において、売上金額の税務加減算があった場合など)。

注5) 一方の事業部門がマイナスとなるあん分基準は、妥当とはいえません。

付加価値割

所得割の区分計算と同一の方法で各事業部門に区分した収益配分額及び単年度損益に基づいて、所得等課税部門の課税標準となる付加価値額を計算してください。

注) 報酬給与額に関する明細書(第6号様式別表5の3)、労働者派遣等に関する明細書(第6号様式別表5の3の2)、純支払利子に関する明細書(第6号様式別表5の4)、純支払賃借料に関する明細書(第6号様式別表5の5)には、区分計算後の所得等課税事業に係る金額のみを記載してください。

資本割

資本金等の額を各部門に係る従業者数によりあん分して収入金額課税部門以外の部門の資本金等の額を計算してください。(令20条の2の25)

注) 資本割の従業者あん分を行う場合の従業者については次によります。(通(県)3章4の6の10)

- 従業者とは当該法人の事務所等に使用される役員、使用人(非常勤役員、契約社員、パート等名称を問わず、原則として雇用関係又はこれに準ずる関係に基づき労務の提供を行う者の全て)をいいます。
- 次の者はそれぞれ次の法人の従業者となります。
 - 派遣労働者＝派遣先(派遣元の法人の業務にも従事するときは、派遣先・派遣元双方)
 - 出向者＝出向先(出向元の法人の業務にも従事するときは、出向先・出向元双方)
- 病気欠勤者等連続して1月以上の期間にわたって勤務しないものは従業者に含めません。
- 従業者数は事業年度終了の日(仮決算による中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日)現在における各部門の従業者数をいいます。
- 分割基準の算定で用いられる、従業者数特有の計算(従業者数に著しい変動のある事務所における平均計算、資本金1億円以上の製造業における工場従業者数の2分の1加算等)は行いません。
- それぞれの事業に区分することが困難な従業者の数については、所得等課税事業の付加価値額及び所得の算定に用いた最も妥当と認められる基準によってあん分してください。

②従たる事業が軽微な場合

従たる事業が主たる事業に比して社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものであり、したがって従たる事業が主たる事業と兼ね併せて行われているというよりもむしろ主たる事業の附帯事業として行われていると認められる場合においては、両事業部門毎に別々に課税標準及び税額を算定しないで、従たる事業を主たる事業に含めて、主たる事業の課税方式によって申告しても差し支えありません。

この場合、「軽微なもの」に該当するかはその実態に即して判断することになりますが、一般に従たる事業の売上金額が主たる事業の売上金額の1割程度以下であり、かつ、事業の経営規模の比較において他の同種類の事業と権衡を失しないものとされています。(通(県)3章4の9の9)

◎ 電気供給業のみ行う場合と所得等課税事業を併せて行う場合との主な相違点

	電気供給業のみ (所得等課税事業も行うが軽微である場合も含む)	電気供給業と所得等課税事業を併せて行う場合	
		うち電気供給業分	うち所得等課税事業分
課税標準	収入金額	収入金額	所得金額 (外形標準課税対象法人の場合：所得金額、付加価値割額、資本金等の額)
事業税	収入割	収入割	所得割 (外形標準課税対象法人の場合：所得割、付加価値割、資本割)
繰越欠損金の控除	不可	不可	可(所得等課税事業に関するもののみ)
分割基準	9ページフロー図を確認ください	主たる事業の分割基準による	

(3) 二以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う場合

主たる事業の分割基準により課税標準を分割してください。

主たる事業の判定に当たっては、それぞれの事業のうち売上金額の最も大きいものを主たる事業としてください。これによりがたい場合には、従業員の配置、施設の状態等により企業活動の実態を総合的に判断のうえ主たる事業を判定してください。(法72条の48③、72条の48④、通(県)3章9の11)

業種		分割基準	
電気供給業	発電事業	課税標準の4分の3	事務所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額
		課税標準の4分の1	事務所等の固定資産の価額
	送配電事業(一般送配電事業・送電事業・特定送配電事業)	課税標準の4分の3	発電所に接続する電線路の電力の容量(キロワット)
		課税標準の4分の1	事務所等の固定資産の価額
	小売電気事業	課税標準の2分の1	事業所等の数
		課税標準の2分の1	従業員の数
製造業		従業員の数(資本金が1億円以上の場合は、工場の従業員数を1.5倍)	
非製造業	課税標準の2分の1	事業所等の数	
	課税標準の2分の1	従業員の数	

電気供給業の分割基準における発電事業・送配電事業・小売電気事業とは

○発電事業

電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業(これに準ずるものを含む)

○一般送配電事業

電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業

○送電事業

電気事業法第2条第1項第10号に規定する送電事業(これに準ずるものを含む)

○特定送配電事業

電気事業法第2条第1項第12号に規定する特定送配電事業

○小売電気事業

電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む)

(法72条の48③II、規6条の2)

電気供給業の分割基準である固定資産の価額とは

事業年度終了の日において、貸借対照表に記載されている事務所又は事業所の土地、家屋及び家屋以外の減価償却が可能な有形固定資産（建設仮勘定において経理されている固定資産のうち、当該事業年度の終了の日において事業の用に供されているものを含みます。）の価額をいいます。

（規則6条の2の2④、通（県）3章9の7）

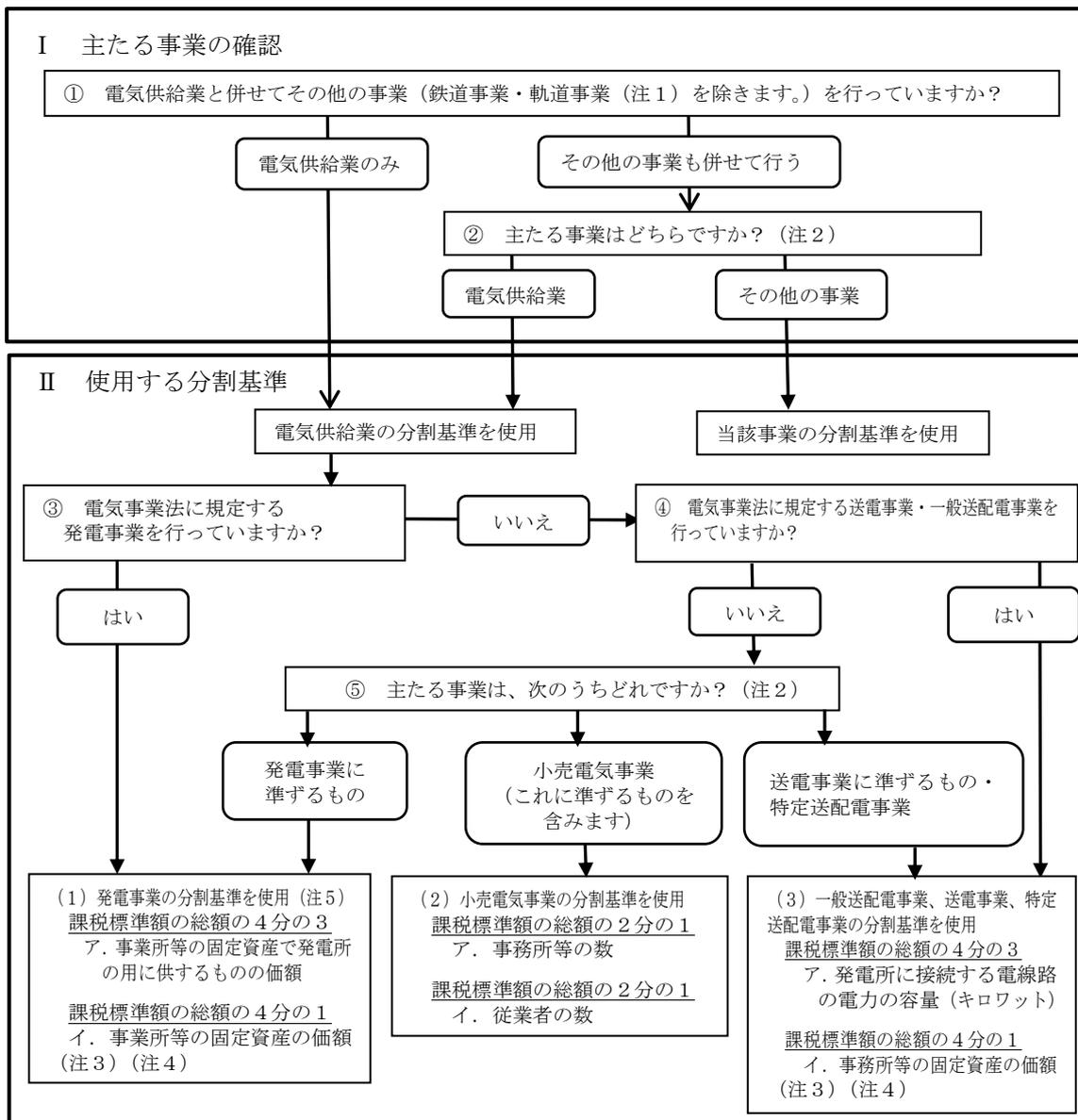
注）事務所等ごとの固定資産の価額の区分が困難な場合は、総務大臣の承認を受けて、設備の種類ごとに地方税法施行規則に規定されているあん分基準によってあん分した価額を分割基準に用いることができます。（規則6条の2の2⑤）

電線路の電力の容量とは

電線路とは、事業所等の所在する都道府県において、発電所の発電用の電気工作物（電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物をいいます）と電氣的に接続している電圧が66キロボルト以上の電線路をいい、電力の容量は事業年度終了の日現在の数値を使用します。

（規則6条の2③、通（県）3章9の4、9の5）

◎ 電気供給業を行う法人の分割基準判定フロー



（注1） 鉄道事業・軌道事業を行う法人について

◎ 鉄道事業・軌道事業のほか電気供給業を行う場合、上記フロー図②により使用する分割基準を確認してください。

◎ 鉄道事業・軌道事業に係る部分についての分割基準は軌道のキロメートル数を使用します。

（注2） 主たる事業の考え方については、7ページをご覧ください。

（注3） イ. のみある場合は、課税標準の総額をイ. によりあん分してください。（法72の48③Ⅱロ（2）、ハ（2））

（注4） ア. 及びイ. が無い場合は、課税標準はあん分せず、全額を本店所在地の都道府県に申告してください。

（注5） あわせて一般送配電事業（または送電事業）を行う法人で、発電事業において小売電気事業用の電気を発電していない場合は、（3）の分割基準を使用してください。（法72の48⑨I）

3 申告書に添付する書類

法人県民税・事業税の中間・確定申告書（第6号様式）

電気供給業のみ行う場合

一般的な法人が添付する書類以外に、次のものがが必要です。

（法72条の25⑩、72条の26④、規則4条の6、4条の7Ⅱ）

- 収入金額に関する計算書（第6号様式別表6）
- 貸借対照表・損益計算書

また、下記の書類を添付していただきますようご協力をお願いします。

- 法人税別表4
- 勘定科目内訳明細書（雑益、雑損失等の明細書）
- その他収入金額算定に関する基礎資料

電気供給業とその他の事業とを併せて行う場合

上記の書類の他に、

- 電気供給業とその他の事業を併せて行っている場合の区分計算書（様式例が12ページにあります。）

電気供給業を行う法人が、解散し、残余財産が確定した場合

残余財産の確定の日の属する事業年度について、電気供給業部門に係る収入割による課税はありません。（法72条の29③には収入割の申告が含まれていません。）

法人県民税・事業税の予定申告書（第6号の3様式）

一般的な法人が添付する書類以外は不要です。

注) 収入割を申告する法人で事業年度が6月を超える法人は、法人事業税については、中間申告納付をすることとなっています。（法72条の26⑧）

4 よくあるご質問

Q 1 いろいろな電気供給業（電気事業法の届出を要しない事業形態）

当社は発電設備等が一定規模未満のため電気事業法の届出が不要ですが、法人事業税においては「電気供給業」に該当しますか。

A 1 該当します。地方税法における「電気供給業」とは現に電気を供給する実態のある事業をいいます。

Q 2 いろいろな電気供給業（子会社等への電気供給）

自社の工場で発電した電気の一部を工場敷地内にある子会社に供給しています。この場合、法人事業税においては「電気供給業」に該当しますか。

A 2 該当します。地方税法における「電気供給業」とは現に電気を供給する実態のある事業をいいます。

Q 3 準備期間

電気供給業を行うために設立された法人ですが、発電施設の建設を行っているだけで、まだ、電気供給を開始していない事業年度の課税はどうなりますか。

A 3 現に電気の供給を行っていない間は、法人事業税における「電気供給業」には該当しません。所得割（資本金1億円超の場合は、付加価値割及び資本割も含む。）により、申告してください。

Q 4 無人の設備

主たる事業が電気供給業である法人です。無人の発電設備のみが設置されていて、事務所又は事業所が所在しない県があります。この県にはどのように申告すべきでしょうか。

A 4 法人事業税は、事務所又は事業所の所在する都道府県に対して納税義務があります。無人の発電設備は事務所又は事業所に該当しませんので、当該設備のみが所在する県には申告の義務はありません。

Q 5 繰越欠損金

所得等課税事業と電気供給業を併せて行っている場合、繰越欠損金を控除できるのは所得等課税事業に区分された部分だけですか。

A 5 そのとおりです。所得等課税事業に区分された欠損金のみを、翌期以降の所得等課税事業に区分された所得金額から控除することができます。

Q 6 異動届

新しく電気供給業を開始しましたが、異動届は必要ですか。

A 6 事業の変更は届出事項ですので、「法人の変更・廃止等申告書」によって、その旨を届け出てください。

